年　　月　　日

様

丸亀市教育委員会

教育長　　　　　　　　　　　　　　印

児童会保育料減免承認・不承認決定通知書

申請がありました児童会保育料の減免については、承認・不承認に決定しましたので、通知します。

１　免　除

２　減　額

減額後の保育料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４月 | 月額　　　　　　円 | １０月 | 月額　　　　　　円 |
| ５月 | 月額　　　　　　円 | １１月 | 月額　　　　　　円 |
| ６月 | 月額　　　　　　円 | １２月 | 月額　　　　　　円 |
| ７月 | 月額　　　　　　円 | 1月 | 月額　　　　　　円 |
| ８月 | 月額　　　　　　円 | ２月 | 月額　　　　　　円 |
| ９月 | 月額　　　　　　円 | ３月 | 月額　　　　　　円 |

３　不承認

不承認の理由

　　この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。